

業務方法書の取扱いの一部改正について

1. 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い）</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。）会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付（株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。）に伴い、機構に口座を開設した者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数（投資証券、<u>協同組織金融機関の優先出資証券及び信託受益証券</u>については、これらに準じる手続により算出した口数）の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当</p>	<p>（担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い）</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>（1）取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て（同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。）会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付（株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。）に伴い、機構に口座を開設した者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数（投資証券<u>及び</u>協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数）の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日</p>

該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(2) ~ (3) (略)

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表(第12条第2項関係)

1.業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
株券 投資証券 協同組織 金融機関の優先 出資証券 信託受益証券 上場 投資信託 受益権	国内の金融商品取引所(法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の70

に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(2) ~ (3) (略)

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表(第12条第2項関係)

1.業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
株券 投資証券 協同組織 金融機関の優先 出資証券 上場投資信託 受益権	国内の金融商品取引所(法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の70

新株予約権付社債券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の80	新株予約権付社債券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の80
<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5.受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株券、投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券、<u>信託受益証券</u>及び上場投資信託受益権については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6.(略)</p>				<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5.受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株券、投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券及び上場投資信託受益権については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6.(略)</p>			

## 2. 附 則

この改正規定は、平成20年2月1日から施行する。

以 上